

政令第 号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）第二条第二号及び第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、第六十六号」を「から第六十六号の二まで」に改める。

別表第一第十二号中「トリクロロエチレン又は」を「塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくは」に改め、「もの」の下に「、一・四―ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレートの製造の用に供するもの」を加え、同表第十三号中「物質」の下に「若しくは二―クロロエチルビニルエーテル」を加える。

別表第一第三十二号を同表第三十五号とし、同表第三十一号を同表第三十四号とし、同表第三十号を同表第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三 別表第一第六十六号の二に掲げる施設

別表第一第二十九号を同表第三十一号とし、同表第二十一号から第二十八号までを二号ずつ繰り下げ、同表第二十号中「又はテトラクロロエチレン」を「テトラクロロエチレン又は一・四―ジオキサン」に改め、同号を同表第二十二号とし、同表第十九号を同表第二十一号とし、同表第十八号中「若しくはテトラクロロエチレン」を「テトラクロロエチレン若しくは一・四―ジオキサン」に改め、同号を同表第二十号とし、同表第十七号中「若しくはテトラクロロエチレン」を「テトラクロロエチレン若しくは一・四―ジオキサン」に改め、同号を同表第十九号とし、同表第十六号を同表第十八号とし、同表第十五号を同表第十七号とし、同表第十四号中「ポリ（オキシエチレン）Ⅱアルキルエーテル（ふつ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）」を削り、「又はアルキルベンゼン」を「アルキルベンゼン」に、「の製造」を「若しくはエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造」に改め、同号を同表第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 別表第一第三十八号の二に掲げる施設

別表第一第十三号の次に次の一号を加える。

十四 別表第一第三十五号に掲げる施設（二―クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。）

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行により新たに改正後の第三条第二項第一号の工場となるものに設置される汚水等排出施設について選任される公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者は、平成二十六年三月三十一日までは、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第七条第一項に規定する資格を有する者であることを要しない。

## 理由

一・四―ジオキサン等による公害の防止に資するため、公害防止組織の整備を図る必要がある特定工場の範囲を拡大する必要があるからである。